

学校関係者のみなさま、武雄労働基準監督署では生徒を対象とする労働法の出前授業を行っています（無料）

職場での様々なトラブル（長時間労働、パワーハラスメントなど）が原因で、労働者が退職を余儀なくされるケースが後を絶ちません。

これから社会へ出ていく学生などの若者が、職場でのトラブルに対処できるよう労働法の基礎知識を身に付けていただくことは非常に重要です。

そこで武雄労働基準監督署では、若者を対象とした労働法の基礎的な知識の普及に取り組んでいます。

労働法の基礎的な知識を身に付けていただくことで、トラブルを回避したり、トラブルの解決が可能となります。

是非、武雄労働基準監督署が行う労働法の出前授業をご利用ください。

ポイント①

知識と経験が豊富な労働基準監督署の職員を講師として派遣します。

ポイント②

労働基準監督署への相談状況を踏まえ、トラブルになりやすい事項を中心に、解説しますが、ワークルールの説明に留まらず、働くことの意義などワークエンゲージメントの向上につながるような視点も盛り込みます。

（講義の内容）

労働契約時の注意点、最低賃金、労働時間、年次有給休暇、パワーハラスメント、解雇など

3 働くときのトラブルを知っておこう

【解説4】答え：どれも×だが③は認められる可能性あり

年次有給休暇とは労働者が給料を得ながら労働日に休むことができる制度で、労働基準法第39条により、①継続して一定期間勤務していること、②一定期間の出勤率が8割以上であることを満たすと労働者に自動的に付与されます。

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

△アルバイトのように労働日数が少ない場合でも、労働日数に応じて付与されます（例：週1日勤務なら6か月で1日付与）。

【注意】

- 年次有給休暇は、労働者が具体的な時期を指定して取得しますが、年10日以上付与される労働者に対しては、会社は労働者が指定がなくとも発生日から1年の間に5日取得させなければなりません。
- いつ取得するのかは労働者が自由に決めることができ、会社は取得する理由を問わず労働者が指定した日の取得を認めなければなりませんが、事業の正常な運営を妨げる場合は、労働者に対して、取得時期を変更するように求めることができます。

4 働くこととは？



なぜ働くのか？

▶「働く」のはお金を得るため？

△生きるためにお金が必要なので、「働く」のは生きるために必要。

△では、「働く」のはお金を得ることだけがすべて？

そもそも人は生きるために働くんだろ？

▶働きがいとは？

△働きながら仕事の面白みや人との関わりを大事にしましょう。

▶「働く」ために守るべきルール

△働く皆さんもそれぞれの会社のルールを守る必要があります。

過去には、職場でのいたずらをSNSにアップして炎上。その後、働いていた会社から訴えられるなど、ルールを守らないことで、人生を棒に振ることもあります。



申込方法

電話連絡の上、裏面の申込書をメール又は郵送にてお送りください。

【お問合せ・お申込み先】

武雄労働基準監督署

TEL：0954-22-2165

Mail takeo-kantokusho@mhlw.go.jp

申込時の留意事項

ワークルールの理解を深めて、安心して働く！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

- 人数は概ね10人以上、時間は30分から90分程度をお願いします。
- 説明の際にパソコン、プロジェクターを使用しますので、機器の準備をお願いする場合があります。
- 講義で使用する資料は事前にデータで提供いたしますので、必要部数の印刷をお願いします。

【申込方法】

お申込みの際は、まず下記申込先までお電話にてご連絡いただき、日程調整後、本申込書に必要事項をご記入の上、メール又は郵送にてお送りください。

令和 年 月 日

「労働法出前授業」申込書

武雄労働基準監督署長 あて

学 校 名					
所 在 地	〒				
電 話 番 号					
ご 担 当 者 の 職 名 ・ 氏 名					
メ ー ル ア ド レ ス					
希 望 日 時	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	時 分	講義時間	分
講 義 名 称 (希望がなければ「労働法講義」とします。)					
講 義 会 場					
参 加 予 定 者 数	名				
参 加 対 象 者	対象学部・学科名 () 4年生・3年生・2年生・1年生・全学年 (対象を○で囲んでください。)				
講義内容に関する要望等					

【お申込み先】
武雄労働基準監督署
TEL : 0954-22-2165
Mail takeo-kantokusho@mhlw.go.jp